

別表 遠野市総合福祉センター使用料（第9条関係）

(1) から (7) まで掲げる使用料の合計額を使用料とする。

(1) 基本使用料

区 分 施 設 名		区 分 制			時間制
		午 前 9時から 12時まで	午 後 12時から 17時まで	夜 間 17時から 21時まで	1 時 間 (税込)
第1会議室	営利を目的としない場合	1,400円	1,950円	2,160円	550円
	営利・営業を目的とした場合	2,800円	3,900円	4,320円	1,100円
第2会議室	営利を目的としない場合	1,460円	1,950円	2,430円	610円
	営利・営業を目的とした場合	4,380円	5,850円	7,290円	1,830円
第3会議室	営利を目的としない場合	1,460円	1,950円	2,430円	610円
	営利・営業を目的とした場合	4,380円	5,850円	7,290円	1,830円
調理実習室	営利を目的としない場合	970円	1,300円	1,620円	400円
	営利・営業を目的とした場合	1,940円	2,600円	3,240円	800円
レクリエーション遊戯室	貸切使用	アマチュアスポーツに使用する場合	児童生徒	1時間につき	540円
			一般	1時間につき	760円
	個別使用	その他の催しに使用する場合	営利を目的としない場合	1時間につき	1,140円
			営利・営業を目的とする場合	1時間につき	9,080円
	個別使用	児童生徒	2時間につき	80円	
		一般	2時間につき	160円	

(2) 休日使用料

土曜日、日曜日、国民の祝日に使用する場合は、基本使用料（個別使用料を除く。）に100分の30を乗じて得た額とする。

(3) 超過使用料

基本使用料の区分の時間を超える場合、基本使用料と休日等使用料との合計額に次による割合を乗じて得た額とする。

超 過 時 間	加 算 率
1時間以内のとき	100分の30
1時間を超え2時間以内のとき	100分の60
2時間を超えるとき	100分の100

(4) 特別使用料

入場料（これに類する会費等を含む。）を徴収する場合は、基本使用料と休日等使用料との合計額に次による割合を乗じて得た額とする。

入 場 料 の 最 高 額	加 算 率
500円以下の場合	100分の30
500円を超え1,000円以下の場合	100分の50
1,000円を超える場合	100分の100

(5) 冷暖房使用料

冷暖房を使用中の場合は、基本使用料と休日使用料と超過使用料との合計額に100分の50の割合を乗じて得た額とする。

(6) その他の使用料

付帯設備及び設備等を使用する場合は、会長が別に定める額とする。

(様式第1号から様式第5号まで省略)

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。